

後期高齢者医療制度の保険料が改定されました

～安定した制度で高齢者医療を守るために～

○軽減の枠が拡大

中低所得者の負担軽減のため、軽減対象の枠が広がりました。

この他、25年度までと同じ軽減措置も継続されます。

詳細はお問い合わせください。



保険料の目安(年額) ※一人暮らしで年金収入のみの場合

| 年金収入額(年額) | 24・25年度 (適用される軽減) | 26・27年度 (適用される軽減) | 増減額 |
|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 月額17.5万円 (210万円) | 58,900円 所得割 5割軽減 均等割 軽減無し | 52,300円 所得割 5割軽減 均等割 2割軽減 | ▲6,600円 |
| 月額15万円 (180万円) | 40,200円 所得割 5割軽減 均等割 2割軽減 | 29,400円 所得割 5割軽減 均等割 5割軽減 | ▲10,800円 |
| 基礎年金受給者 (80万円以下) | 3,700円 所得割 0円 均等割 9割軽減 | 3,800円 所得割 0円 均等割 9割軽減 | 100円 |

○保険料率など(年額)

| | 24・25年度 | 26・27年度 |
|-------|----------|----------|
| 所得割率 | 7.39% | 7.57% |
| 均等割額 | 37,900円 | 38,500円 |
| 賦課限度額 | 550,000円 | 570,000円 |

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割」と全員が等しく負担する「均等割」を合計して、被保険者一人ひとりで計算されます。

保険料は2年ごとに見直します

平成26・27年度は医療費の増加などを考慮して改定が行われました。保険料率などが上昇しましたが、左の表のように、軽減の拡充により保険料が下がる場合があります。

お一人ごとの保険料額は8月に郵便でお知らせします



問合せ先 市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎ 23922

70歳以上の国民健康保険加入者の皆様へ お医者さんにかかるときの自己負担割合が変わります

昭和19年4月2日以降
生まれの方



2割に
なります

これから70歳になる方

※現役並み所得がある方は3割負担

昭和19年4月1日以前
生まれの方



1割の
ままです

すでに70歳以上の方

70歳から74歳までの方が支払う医療費の自己負担割合は原則2割ですが、負担を軽減する為に1割に凍結されてきました。

これが平成26年度から新たに70歳になる方から段階的に2割負担に戻し、平成31年度には70歳から74歳までの方全体が2割負担になります。

負担割合が変更されるのは誕生月の翌月から

70歳の誕生日から自己負担割合が変更されるのではなく、誕生日の翌月から負担割合が変更になります(1日生まれの方は当月から)。

(例) 4月生まれの方は5月1日から2割負担

1割負担も2割負担も限度額は同じ

同じ月内に支払った自己負担額が限度額(下表)を超えた場合、高額療養費として支給されます。

2割負担の方は1割負担の方と同じ限度額です。

※住民税非課税世帯の方はさらに限度額が下がります

| 区分 | 外来 | 外来+入院 |
|---------|---------|------------------------------------|
| 1割・2割負担 | 12,000円 | 44,400円 |
| 3割負担 | 44,400円 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% |

問合せ先 市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎ 23922

平成26年4月分より 児童扶養手当・特別児童扶養手当などの手当額が変わります

○各手当の手当月額

| 給付の種類 | 平成25年10月～ 平成26年3月 | 平成26年4月～ |
|----------|--------------------------|--|
| 児童扶養手当 | 41,140円 ※子1人、全部支給の場合 | 41,020円 (▲120円) |
| 特別児童扶養手当 | 1級 50,050円 2級 33,330円 | 1級 49,900円 (▲150円) 2級 33,230円 (▲100円) |
| 特別障害者手当 | 26,080円 | 26,000円 (▲80円) |
| 障害児福祉手当 | 14,180円 | 14,140円 (▲40円) |

手当額は物価の変動によって変化

児童扶養手当や特別児童扶養手当などの手当額は、物価の変動によって毎年変わります。それに加え、平成12年度以降、物価下落時に手当額を据え置いたことで生じている特例水準を、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消することが法律で定まっています。

平成26年4月分以降の手当額については、0.3%引き下がることになります。

問合せ先
福祉事務所(窓口⑥) ☎ 22216

2年前に当院の小児科常勤医になった本城と申します。下田市の皆様、仲良くしてくださいませ。

平成15年頃から伊豆七島での「子供のアレルギー教室講習」に参加し、伊豆半島を身近に感じて転職しました。自分の30年余の臨床経験を試す卒業試験の場とすること、そして賀茂地区や下田市の小児人口を増やすという目標を持ち、「少子化は仕方がない」とせず「子育てが楽しい地域になる工夫」をと考えました。

私は子供が好きで小児科医になりました。子育ては親や家族だけをする時代ではありません。子供の成長に関わる「教育」「行政福祉」そして「医療関係」が交流を持ち、「地域の子供を地域全体で大切に育てる」ことが「私の当たり前」の夢です。

また、当院は「小児科専門医」「産業医」「こころの相談医」「アレルギー指導医」の資格を

メデイカル通信

vol.4

小児科 本城 美智恵

持っており、当院はアレルギー学会認定施設です。食物の除去負荷指導やスクラッチなどの検査もできます。

「メデイア漬けの勘違い子育て」や、携帯しながら「子ども」の目を見ない育児は、子供の社会生活能力を減じていく可能性があります。

子供を育てやすい地域になるには、親達が発言をしやすい地域、その声に応じられる体制作りが必要です。

それが、子ども人口の増加と地域活性化につながると思います。自然の多い地域でこそ、たくましく育児ができる環境だ！という誇りを持たせたい。そこまですを手伝わせてください。

家庭菜園と魚釣りが趣味でもあります。お誘いをいただけるのも待っています。

下田市の皆様、仲良くしてくださいませ。

問合せ先

下田メデイカルセンター
☎ 2525